

# 武家文書を読む 解説

## 1、古文書を知る

- ・素材…紙、木、金石など
- ・形式…豎紙、折紙、切紙、豎帳、横帳など
- ・内容…幕藩関係、土地、租税、商業、家など

## 2、くずし字を読む

- ・漢字の多くは「へん」(篇)や「つくり」(旁)などの部品で出来ている  
⇒くずしの法則を把握する  
⇒漢字を構成するパートのくずしを把握する
- ・特殊なくずしは覚えよう  
⇒特に頻出語はくずしが多彩  
「候」「被」「御」は原形を留めないくずしの筆頭といえる。人名や定型句など、  
頻繁に用いられるものによくみられる。

## 3、基礎知識を得る①

- ・干支(甲乙丙丁… 子丑寅卯…)
- ・方位と時刻
- ・貨幣、度量衡(長さ、容積、重さ)

など

当時の常識を知る

## 4、基礎知識を得る②

- ・候文に慣れる  
文字のくずしとともに、文法、語句についての知識も古文書を読むうえでは必須  
○返読文字 ⇒「可被為仰付」(おおせつけなさるべく)、「奉願上」(ねがいあげたてまつる)  
「以書付」(かきつけをもって)、「被下置」(くだしおかれ)  
○独特の語法 ⇒「兼而」(かねて)、「候得共」(そうらえども)  
○旧字、異体字 ⇒「壱」「貳」「廿」「畫」「弔」「季」…  
○漢字、平仮名、変体仮名、片仮名の混在  
⇒「候ハト」「候者」(そうらわば)、「何茂」(いざれも)、「御さ(座)候」(ござそうろう)

## 5、基礎知識を得る③

- ・翻刻された活字も読む  
⇒異なる漢字だが、同一のくずし方をする例は多い  
⇒当時の文例、用語、語法に慣れ親しんでおくことが大きなヒントに

## 6、古文書を学習するにあたって

- ・ 紙に書く
- ・ 声を出して読む
- ・ 慣れない間は、読んだ古文書の崩し字・語句などの復習に重点をおく
- ・ **継続は力なり！**

## 【参考文献】

地元の図書館で古文書を読むための辞典類をまず見てみましょう。

ただ、「これ1冊ですべてが読める！」といったものはありません。学習の程度や必要に応じて揃えていきましょう。

### 《字典》

- ・ 『くずし字用例辞典』（児玉幸多、東京堂出版）
- ・ 『くずし字解読辞典』（児玉幸多、東京堂出版）
- ・ 『増訂 近世古文書解読字典』（林英夫、柏書房）
- ・ 『新編 古文書解読字典』（林英夫、柏書房）

ほか

### 《ほか辞典類》

- ・ 『異体字解読字典』（「難字大鑑」編集委員会、柏書房）
- ・ 『図録古文書入門事典』（若尾俊平、柏書房）
- ・ 用語辞典…『古文書用字用語大辞典』（柏書房）『日本国語大辞典』（小学館）ほか
- ・ 地名字典…『角川日本地名大辞典 11 埼玉県』（角川書店）ほか
- ・ 日本史辞典…『日本史広辞典』（山川出版社）ほか
- ・ 日本史年表

### 《この解説の参考文献》（順不同）

『埼玉県史第5巻』（埼玉県、1936）、『武蔵国の旗本』図録（埼玉県立歴史と民俗の博物館、2020）、和泉清司『伊奈忠次文書集成』（文献出版、1981）、『伊奈忠次の生涯』（伊奈町教育委員会、2019）、榎本直樹「旗本加藤家に伝えられた徳川家康文書」（『日本歴史』612号、1999）、『収蔵文書目録第58集諸家文書目録X』（埼玉県立文書館、2020）

## 史料 1 【徳川家康知行宛行状】 【旗本加藤家文書No. 1】

### 1、旗本加藤家について

加藤家は、正次（喜助 1549–1613）のとき長篠の戦い、小牧長久手の戦いで武功を挙げ、徳川家康の関東入国に従い、武蔵国比企郡羽尾村（現滑川町）付近等に 2,000 石を給せられたことで確立した旗本である。正次は、関ヶ原合戦後の慶長 5 年（1600）に大久保長安らと京都の警護を担い、翌 6 年には板倉勝重らと京都所司代を務めた。子の正重は山城国内に 500 石の加増を受け、2,500 石の大身旗本に数えられる家柄になったが、江戸城門の勤番中の不備により知行は半減された。<sup>まさかな</sup>その後の分知により加藤家の禄高は 700 石のまま明治維新を迎えた。江戸時代中期の正名（1701–1775）が西の丸御目付、日光奉行などを勤めている。

埼玉県立文書館で収蔵している文書群は総点数 36 点と多くはないが、安土桃山時代の文書が含まれているほか、旗本研究のうえで貴重な資料といえる。

### 2、テキストについて

加藤正次（喜助）へ武蔵国比企郡内に 1,669 石 1 斗 2 升、上総国内に 330 石 8 斗 8 升、合せて 2,000 石を宛行うとする徳川家康の朱印状。形式は「折紙」。

・朱印状…朱印を押した印判状。戦国時代以後、将軍や武将が所領安堵・海外渡航許可などの際に発行した公文書で、花押や自署の代わりに朱印を押した。

徳川家康以来、江戸幕府の歴代将軍は武家・公家・寺社等に対して、本領安堵のために朱印状を発給した（六代家宣、七代家継、十五代慶喜は発給していない）。

家康朱印（印文「福德」）

おおよそ永禄 12 年（1569）から文禄 2 年（1593）に使用。

・折紙…古文書の様式の 1 つ。1 枚の紙を二つ折にして用いる。豎紙より略式・薄札であり、上位から下位に発給された。表を書したのち、横に裏返してそのまま書き継ぐため、開くと文字が反転する。

### 3、語句について

・石、斗、升…単位（容積）

1 石 = 10 斗 = 100 升 = 1,000 合 = 10,000 勺 = 約 180 リットル

1 斗 = 10 升 = 100 合 = 1,000 勺 = 約 18 リットル

1 升 = 10 合 = 100 勺 = 約 1.8 リットル

・仍如件（よってくだんのごとし）…「記載の通りである」の意で、書状や判物、印判状の最後に書き記す慣用語句。「仍」は「仍而」「依」「依而」などと書くこともある。

## 史料 2 【伊奈忠次判物写】 【大柴家文書No. 1 4】

### 1、大柴家文書について

個人が収集した文書群。古代末期から明治時代までの 129 点から成る。

### 2、伊奈忠次について

伊奈忠次（1550–1610）は伊奈忠家の

嫡男として三河国幡豆郡小島（現愛知

県西尾市) に生まれた。徳川家に対して何度かの離反の後、天正 10 年 (1582) の本能寺の変による家康の伊賀越えに帯同し徳川家へ帰参、同 14 年の駿府移城に伴い家康の近習となり、五ヵ国総検地において才能を発揮し重用された。

家康の江戸入封後は、武蔵国足立郡小室 (現伊奈町)・鴻巣等に 1 万 3 千石 (1 万石とも) を与えられ、小室に築いた陣屋を拠点にした。

慶長 8 年 (1603) 江戸幕府成立後は、代官頭として幕領の支配にあたり、治水・灌漑工事や検地、新田開発、年貢収取など多様な農政や地方支配を行った。

慶長 4 年までに従五位下・駿河守となり、その後備前守と改めたと言われる。備前の名がついた水路や堤防が各地に残る。

### 3、テキストについて

慶長 6 年 (1601) 年卯月 10 日に伊奈忠次から窪田村の実相坊へ出された判物の写し。自力で新田を開発すれば一町歩を寺領として与え、家康の朱印状も申請して進上するので、国家安全と土地の豊饒の祈禱も忘れないように、と命じている。

・判物 (はんもつ) …発給者の署名に花押を据えた文書で、書状以外のものをいう。公的性質を持つ文書。印判状より特別な場合、相手をより丁重に扱う必要がある場合、発給者の人格が直接文書に表現される必要のある場合などに使用された。書止文言は「仍而如件 (よってくだんのごとし)」が通例。

### 4、語句について

- ・御判…印判が押してあることを表わす。
- ・町…単位 (面積) 1 町 = 10 反 = 100 畝 = 3,000 歩 = 3,000 坪 = 約 9,900 m<sup>2</sup>
- ・可進候 (まいらすべくそうろう) …「さしあげるでしょう」の意。
- ・書判 (かきはん) = 花押…自署の代りに書く記号。判・判形ともよばれ、印判と区別して書判ともいう。花押は個人の表徴となるものなので、他人の模倣・偽作を防ぐため、その作成には工夫が凝らされた。
- ・窪田村…横見郡下吉見領久保田村 (現吉見町) のことか。